

## 別紙5 特記仕様書記載例

### 【電子納品対象】

業務委託

(電子納品)

#### 第〇〇条

- 1 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査・設計・工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、国土交通省の定めた電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
- 2 電子納品成果品の作成は、要領・基準類及び熊本市電子納品運用ガイドライン（案）（土木編）に基づいて作成することとする。
- 3 ~~電子納品~~成果品の提出は、~~上記に基づいて作成した電子データを~~電子媒体（CD-R・DVD-R）で2部、~~紙媒体で印刷製本した成果品を~~1部提出する。~~なお、電子納品対象外の書類は、紙媒体により2部とする。~~
- 4 電子成果品の提出の際には、「熊本市電子納品チェックソフト」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを行い、~~ウイルスが検出されないことを確認対策を~~したうえで提出すること。
- 5 電子検査に必要なパソコンについては原則受託者が準備することとする。受託者が準備できない場合は、別途協議すること。

工事

(電子納品)

#### 第〇〇条

- 1 本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、調査・設計・工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、国土交通省の定めた電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
- 2 電子納品成果品の作成は、要領・基準類及び熊本市電子納品運用ガイドライン（案）（土木編）に基づいて作成することとする。
- 3 工事着手前に事前協議を実施し、事前協議チェックシート（工事用）を用いて電子納品対象とする書類を決定することとする。原則として、「電子」と「紙」の二重納品は求めないものとする。ただし、施工計画書および着工前・完成写真については、電子・紙それぞれの媒体で提出することとする。
- 4 電子成果品の提出は、前項の事前協議において、電子納品とした書類について電子媒体（CD-R・DVD-R）で2部とする。また、電子納品とした書類以外は紙媒体で1部提出とする。
- 5 工事写真ダイジェスト版（工事实施の流れがわかるように、代表的な写真を抽出し、必要最小限のボリュームでまとめたもの）は、紙媒体で1部提出する。
- 3 ~~電子納品~~成果品の提出は、~~上記に基づいて作成した電子データを~~電子媒体（CD-R・DVD-R）で2部、~~紙媒体で1部納品する。工事写真の紙媒体については、工事写真ダイジェスト版を1部とする。なお、電子納品対象外の書類は、紙媒体により2部とする。~~
- 6 ~~電子~~成果品の提出の際には、「熊本市電子納品チェックソフト」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを行い、~~ウイルスが検出されないことを確認対策を~~したうえで提出すること。
- 7 ~~電子~~検査に必要なパソコンについては原則受注者が準備することとする。受注者が準備できない場合は、別途協議すること。

## 【電子納品対象外】

業務委託

(電子納品)

### 第〇〇条

本業務は、電子納品対象業務外であるが、受託者が希望すれば監督員との協議により、電子納品を行うことが可能である。(熊本市電子納品運用ガイドライン(案)(土木編)に則した電子納品が可能な場合)。

ただし、電子納品を行わない場合、従来と同様に紙媒体での納品を行うこと。

ここでいう、電子納品とは、調査・設計・工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。また、電子データとは、国土交通省の定めた電子納品要領及び関連基準(以下「要領・基準類」という。)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

工事

(電子納品)

### 第〇〇条

本工事は、電子納品対象工事外であるが、受注者が希望すれば監督員との協議により、電子納品を行うことが可能である。(熊本市電子納品運用ガイドライン(案)(土木編)に則した電子納品が可能な場合)。

ただし、電子納品を行わない場合、従来と同様に紙媒体での納品を行うこと。

ここでいう、電子納品とは、調査・設計・工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。また、電子データとは、国土交通省の定めた電子納品要領及び関連基準(以下「要領・基準類」という。)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。